新旧対照表（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 | 千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第１章（略）  第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護  第１節　基本方針  第４条～第６条（略）  （管理者）  第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第８条（略）  第９条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**  をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第９条～第２３条（略）  　（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）  第２４条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）～（７）（略）  （新設）  （新設）  **（８）**・**（９）**（略）  第２５条～第３３条（略）  （掲示）  第３４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項  を掲示しなければならない。  ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  第３５条～第４１条（略）  （記録の整備）  第４２条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第２０条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）・（４）（略）  （新設）  **（５）**第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  **（６）**第３８条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録  **（７）**第４０条第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第４３条・第４４条（略）  　　　第３章　夜間対応型訪問介護  第４７条（略）  ２（略）  ３　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、**当該夜間対応型訪問介護事業所**の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。  ４（略）  ５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、**当該夜間対応型訪問介護事業所**の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。  ６　**当該夜間対応型訪問介護事業所**　　の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。  ７（略）  （管理者）  第４８条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は**同一敷地内の**他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該**同一敷地内の**他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。  第４９条・第５０条（略）  （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）  第５１条（略）  （１）～（４）（略）  （新設）  （新設）  **（５）**～**（７）**（略）  第５２条～第５７条（略）  （記録の整備）  第５８条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第２０条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第４０条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５９条（略）  第３章の２　地域密着型通所介護  第１節　基本方針  第５９条の２・第５９条の３（略）  （管理者）  第５９条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第５９条の５～第５９条の８（略）  （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）  第５９条の９（略）  （１）～（４）（略）  （新設）  （新設）  **（５）**・**（６）**（略）  第５９条の１０～第５９条の１８（略）  （記録の整備）  第５９条の１９（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第２０条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**前条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **（６）**（略）  第５９条の２０～第５９条の２０の２（略）  （準用）  第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条の２、第４１条、第５３条、第５９条の２、第５９条の４及び第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５９条の２０の３において準用する第５９条の１２に規定する運営規程をいう。第５９条の２０の３において準用する第３４条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の５第４項」と、第５９条の１９第２項第２号**から第４号までの規定**中「次条」とあるのは「第５９条の２０の３」と  、**同項第５号**中「前条第２項」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の１８第２項」と、**同項第６号**中「第５９条の１７第２項」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の１７第２項」と読み替えるものとする。  第５９条の２１・第５９条の２２（略）  第５節（略）  第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  第１款（略）  第２款　人員に関する基準  第５９条の２３（略）  （管理者）  第５９条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第５９条の２５～第５９条の２９（略）  （指定療養通所介護の具体的取扱方針）  第５９条の３０（略）  （１）・（２）（略）  （新設）  （新設）  **（３）**～**（５）**（略）  第５９条の３１～第５９条の３６（略）  （記録の整備）  第５９条の３７（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （３）次条において準用する第２０条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（４）**次条において準用する第２８条**に規定する**　市への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３８条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第５９条の１８第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **（７）**（略）  第５９条の３８（略）  第４章　認知症対応型通所介護  第１節（略）  第２節　人員及び設備に関する基準  第６１条　（略）  （管理者）  第６２条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  ２（略）  第６３条・第６４条　（略）  （利用定員等）  第６５条　（略）  ２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援  、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは**指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第１３０条第７項及び第１５１条第８項において同じ。）**の運営（第８２条第７項、第１１０条第９項及び第１９１条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。  （管理者）  第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、**同一敷地内にある**他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。  ２（略）  第６７条～第６９条　（略）  （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）  第７０条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）～（４）　（略）  （新設）  （新設）  **（５）**・**（６）**　（略）  （認知症対応型通所介護計画の作成）  第７１条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第６２条又は第６６条の管理者をいう。以下この条**及び次条**において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。  ２～５　（略）  第７２条～第７８条　（略）  （記録の整備）  第７９条　（略）  ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）次条において準用する第２０条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （新設）  **（３）**次条において準用する第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  **（４）**次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  **（５）**次条において準用する第５９条の１８第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **（６）**（略）  第８０条（略）  第５章　小規模多機能型居宅介護  第１節　基本方針  第８１条・第８２条（略）  （管理者）  第８３条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。**ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。**  ２・３（略）  第８４条～第９１条（略）  （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）  第９２条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）～（４）（略）  （５）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。  （６）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号**に規定する**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  （新設）  **（７）**・**（８）**（略）  第９３条～第１０６条（略）  （新設）  （記録の整備）  第１０７条（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （３）第９２条第６号**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）（略）  （５）次条において準用する第２０条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （６）次条において準用する第２８条**に規定す**  **る**市への通知に係る記録  （７）次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （８）次条において準用する第４０条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１０８条（略）  第６章　認知症対応型共同生活介護  第１０９条・第１１０条（略）  （管理者）  第１１１条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等**若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所**の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第１１２条～第１２０条（略）  （管理者による管理）  第１２１条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、**これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により**当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。  第１２２条～第１２４条（略）  （協力医療機関等）  第１２５条（略）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）    **２**・**３**（略）  第１２６条（略）  　（記録の整備）  第１２７条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第１１５条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１１７条第６項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）次条において準用する第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第４０条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （７）（略）  　（準用）  第１２８条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで、第９９条、第１０２条**及び第１０４条**の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１２２条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。  第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  （従業員の員数）  第１３０条　（略）  ２～６　（略）  ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  （１）（略）  **（２）病院　介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）**  **（３）**（略）  ８～10（略）  （新設）  （管理者）  第１３１条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第１３３～１４６条（略）  （協力医療機関等）  第１４７条（略）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **２**（略）  （記録の整備）  第１４８条　（略）  ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１３６条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１３８条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）第１４６条第３項**に規定する**結果等の記録  （５）次条において準用する第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  （６）次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （７）次条において準用する第４０条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （８）（略）  （準用）  第１４９条　第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで**及び第９９条**の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。  第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  第１５１条　（略）  ２～７（略）  ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  （１）・（２）（略）  （３）病院　栄養士**若しくは**管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）**又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）**  （４）（略）  ９～17（略）  （緊急時等の対応）  第１６５条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５１条第１項第１号に掲げる医師  との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。  （新設）  （管理者による管理）  第１６６条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。  （計画担当介護支援専門員の責務）  第１６７条　計画担当介護支援専門員は、第１５８条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。  （１）～（４）（略）  （５）第１５７条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**を記録する**こと。  （６）第１７５条第３項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置について**記録する**こと。  （７）第１７７条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等**を記録する**こと。  **（協力病院等）**  第１７２条　**指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。**  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **２**（略）  （記録の整備）  第１７６条（略）  ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１５５条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１５７条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）前条第３項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （５）次条において準用する第２８条**に規定する**市への通知に係る記録  （６）次条において準用する第３８条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （７）（略）  （準用）  第１７７条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５**及び第５９条の１７第１項から第４項まで**　　　　　　　　の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１６８条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。  （勤務体制の確保等）  第１８７条　（略）  ２～４（略）  （新設）  **５**（略）  （準用）  第１８９条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで  、第１５３条から第１５５条まで、第１５８条、第１６１条、第１６３条から第１６７条まで及び第１７１条から第１７６条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１８６条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６７条中「第１５８条」とあるのは「第１８９条において準用する第１５８条」と、同条第５号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同条第６号中「第１７５条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、同条第７号中「第１７７条」とあるのは「第１８９条」と、第１７６条第２項第２号中「第１５５条第２項」とあるのは「第１８９条において準用する第１５５条第２項」と、同項第３号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同項第４号中「前条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、同項第５号、第６号及び第７号中「次条」とあるのは「第１８９条」と読み替えるものとする。  第９章　看護小規模多機能型居宅介護  第１節　基本方針  第１９０条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（**施行規則第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護**に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第６３条に規定する訪問看護の基本方針及び第８１条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。  第１９１条（略）  （管理者）  第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等**若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第７項各号に掲げる施設等**の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第１９３条～第１９６条（略）  （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）  第１９７条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、**療養上の管理の下で**  妥当適切に行うものとする。  （２）～（６）（略）  （新設）  **（７）**～**（11）**（略）  第１９８条～第２００条（略）  （記録の整備）  第２０１条（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （３）第１９７条第６号**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）・（５）（略）  （６）次条において準用する第２０条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録  （７）次条において準用する第２８条**に規定する**　市への通知に係る記録  （８）次条において準用する第３８条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録  （９）次条において準用する第４０条第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （10）（略）  （準用）  第２０２条　第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで**及び第１０６条**  の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第２０２条において準用する第１００条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と、第８９条及び第９７条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０６条中「第８２条第６項の表の中欄」とあるのは「第１９１条第７項各号」と読み替えるものとする。  第１０章　雑則  （電磁的記録等） | 第１章（略）  第２章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護  第１節　基本方針  第４条～第６条（略）  （管理者）  第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第８条（略）  第９条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第２０２条の２第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**  　　　　をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第９条～第２３条（略）  （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）  第２４条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）～（７）略  **（８）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。**  **（９）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（10）**・**（11）**（略）  第２５条～第３３条（略）  （掲示）  第３４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、**重要事項**　　　　　を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  第３５条～第４１条（略）  （記録の整備）  第４２条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）・（４）（略）  **（５）第２４条第９号の規定による身体的拘束　等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（６）**第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  **（７）**第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（８）**第４０条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第４３条・第４４条（略）  第３章　夜間対応型訪問介護  第４７条（略）  ２（略）  ３　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、**当該指定夜間対応型訪問介護事業所**の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。  ４（略）  ５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、**当該指定夜間対応型訪問介護事業所**の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。  ６　**当該指定夜間対応型訪問介護事業所**の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。  ７（略）  （管理者）  第４８条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は  他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。  第４９条・第５０条（略）  （指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）  第５１条（略）  （１）～（４）（略）  **（５）指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（６）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（７）**～**（９）**（略）  第５２条～第５７条（略）  （記録の整備）  第５８条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第５１条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第４０条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５９条（略）  第３章の２　地域密着型通所介護  第１節　基本方針  第５９条の２・第５９条の３（略）  （管理者）  第５９条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  第５９条の５～第５９条の８（略）  （指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）  第５９条の９（略）  （１）～（４）（略）  **（５）指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（６）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（７）**・**（８）**（略）  第５９条の１０～第５９条の１８（略）  （記録の整備）  第５９条の１９（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）次条において準用する第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第５９条の９第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**前条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **（７）**（略）  第５９条の２０～第５９条の２０の２（略）  （準用）  第５９条の２０の３　第９条から第１３条まで、第１５条から第１８条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条の２、第４１条、第５３条、第５９条の２、第５９条の４及び第５９条の５第４項並びに前節（第５９条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第５９条の２０の３において準用する第５９条の１２に規定する運営規程をいう。第５９条の２０の３において準用する第３４条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第５９条の９第４号、第５９条の１０第５項、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第５９条の１８第４項中「第５９条の５第４項」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の５第４項」と、第５９条の１９第２項第２号　　　　　　　　　　中「次条」とあるのは「第５９条の２０の３」と**、同項第３号中「第５９条の９第６号」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の９第６号」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第５９条の２０の３」と**、**同項第６号**中「前条第２項」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の１８第２項」と、**同項第７号中**「第５９条の１７第２項」とあるのは「第５９条の２０の３において準用する第５９条の１７第２項」と読み替えるものとする。  第５９条の２１・第５９条の２２（略）  第５節（略）  第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準  第１款（略）  第２款　人員に関する基準  第５９条の２３（略）  （管理者）  第５９条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第５９条の２５～第５９条の２９（略）  （指定療養通所介護の具体的取扱方針）  第５９条の３０（略）  （１）・（２）（略）  **（３）指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（４）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（５）**～**（７）**（略）  第５９条の３１～第５９条の３６（略）  （記録の整備）  第５９条の３７（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （３）次条において準用する第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（４）第５９条の３０第４号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（５）**次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  **（６）**次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（７）**次条において準用する第５９条の１８第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **（８）**（略）  第５９条の３８（略）  第４章　認知症対応型通所介護  第１節（略）  第２節　人員及び設備に関する基準  第６１条　（略）  （管理者）  第６２条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。  ２（略）  第６３条・第６４条　（略）  　（利用定員等）  第６５条　（略）  ２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援**（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）**、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは**健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設**    の運営（第８２条第７項、第１１０条第９項及び第１９１条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。  （管理者）  第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、　　　　　　　　他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。  ２（略）  第６７条～第６９条　（略）  （指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）  第７０条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）～（４）　（略）  **（５）指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。**  **（６）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。**  **（７）**・**（８）**　（略）  （認知症対応型通所介護計画の作成）  第７１条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第６２条又は第６６条の管理者をいう。以下この条　　　　において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。  ２～５　（略）  第７２条～第７８条　（略）  （記録の整備）  第７９条　（略）  ２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）次条において準用する第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  **（３）第７０条第６号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**  **（４）**次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  **（５）**次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  **（６）**次条において準用する第５９条の１８第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **（７）**（略）  第８０条（略）  第５章　小規模多機能型居宅介護  第１節　基本方針  第８１条・第８２条（略）  （管理者）  第８３条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。**ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。**  ２・３（略）  第８４条～第９１条（略）  （指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）  第９２条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）～（４）（略）  （５）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**    を行ってはならない。  （６）　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号**の**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。  **（７）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**  **ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**  **イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**  **ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**  **（８）**・**（９）**（略）  第９３条～第１０６条（略）  **（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）**  **第１０６条の２**　**指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**  （記録の整備）  第１０７条（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （３）第９２条第６号**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）（略）  （５）次条において準用する第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （６）次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  （７）次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （８）次条において準用する第４０条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第１０８条（略）  第６章　認知症対応型共同生活介護  第１０９条・第１１０条（略）  （管理者）  第１１１条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等    の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第１１２条～第１２０条（略）  （管理者による管理）  第１２１条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、    　　　　　　当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。  第１２２条～第１２４条（略）  （協力医療機関等）  第１２５条（略）  **２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。**  **（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。**  **７**・**８**（略）  第１２６条（略）  （記録の整備）  第１２７条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）第１１５条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１１７条第６項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  （５）次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （６）次条において準用する第４０条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （７）（略）  （準用）  第１２８条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３６条まで、第３８条、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで、第９９条、第１０２条**、第１０４条及び第１０６条の２**規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１２２条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。  第７章　地域密着型特定施設入居者生活介護  第１節（略）  第２節　人員に関する基準  （従業員の員数）  第１３０条　（略）  ２～６　（略）  ７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  （１）（略）  （削る）  **（２）**（略）  ８～10（略）  **11　次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第１項第２号アの規定の適用については、当該規定中「１」とあるのは、「０．９」とする。**  **（１）第１４９条において準用する第１０６条の２に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。**  **ア　利用者の安全及びケアの質の確保**  **イ　地域密着型特定施設従業者の負担軽　減及び勤務状況への配慮**  **ウ　緊急時の体制整備**  **エ　業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検**  **オ　地域密着型特定施設従業者に対する　研修**  **（２）介護機器を複数種類活用していること。**  **（３）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。**  **（４）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。**  （管理者）  第１３１条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。  第３節（略）  第４節　運営に関する基準  第１３３～１４６条（略）  （協力医療機関等）  第１４７条（略）  **２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。**  **（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。**  **７**（略）  （記録の整備）  第１４８条　（略）  ２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１３６条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１３８条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）第１４６条第３項**の規定による**結果等の記録  （５）次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  （６）次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （７）次条において準用する第４０条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （８）（略）  （準用）  第１４９条　第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１６、第５９条の１７第１項から第４項まで**、第９９条及び第１０６条の２**の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第９９条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。  第８章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  第１５１条　（略）  ２～７（略）  ８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  （１）・（２）（略）  （３）病院　栄養士**又は**管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）  （４）（略）  ９～17（略）  （緊急時等の対応）  第１６５条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５１条第１項第１号に掲げる医師**及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関**との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。  **２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。**  （管理者による管理）  第１６６条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、　　　　　　　　他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。  （計画担当介護支援専門員の責務）  第１６７条　計画担当介護支援専門員は、第１５８条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。  （１）～（４）（略）  （５）第１５７条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由**の記録を行う**こと。  （６）第１７５条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置について**の記録を行う**こと。  （７）第１７７条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等**の記録を行う**こと。  **（協力医療機関等）**  第１７２条　**指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。**  **（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。**  **２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。**  **６**（略）  （記録の整備）  第１７６条（略）  ２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１５５条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （３）第１５７条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）前条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （５）次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  （６）次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （７）（略）  （準用）  第１７７条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５**、第５９条の１７第１項から第４項まで及び第１０６条の２**の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１６８条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。  （勤務体制の確保等）  第１８７条　（略）  ２～４（略）  **５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。**  **６**（略）  （準用）  第１８９条　第９条、第１０条、第１２条、第１３条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条、第３６条、第３８条、第４０条の２、第４１条、第５９条の１１、第５９条の１５、第５９条の１７第１項から第４項まで  **、第１０６条の２**、第１５３条から第１５５条まで、第１５８条、第１６１条、第１６３条から第１６７条まで及び第１７１条から第１７６条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第１８６条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１３条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第５節」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６７条中「第１５８条」とあるのは「第１８９条において準用する第１５８条」と、同条第５号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同条第６号中「第１７５条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、同条第７号中「第１７７条」とあるのは「第１８９条」と、第１７６条第２項第２号中「第１５５条第２項」とあるのは「第１８９条において準用する第１５５条第２項」と、同項第３号中「第１５７条第５項」とあるのは「第１８２条第７項」と、同項第４号中「前条第３項」とあるのは「第１８９条において準用する第１７５条第３項」と、同項第５号、第６号及び第７号中「次条」とあるのは「第１８９条」と読み替えるものとする。  第９章　看護小規模多機能型居宅介護  第１節　基本方針  第１９０条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（**法第８条第２３項第１号に規定するもの**に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第６３条に規定する訪問看護の基本方針及び第８１条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。  第１９１条（略）  （管理者）  第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等  の職務に従事することができるものとする。  ２・３（略）  第１９３条～第１９６条（略）  （指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）  第１９７条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。  （１）指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、**当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を**妥当適切に行うものとする。  （２）～（６）（略）  **（７）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。**  **ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。**  **イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。**  **ウ　看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**  **（８）**～**（12）**（略）  第１９８条～第２００条（略）  （記録の整備）  第２０１条（略）  ２（略）  （１）・（２）（略）  （３）第１９７条第６号**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （４）・（５）（略）  （６）次条において準用する第２０条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （７）次条において準用する第２８条**の規定による**市への通知に係る記録  （８）次条において準用する第３８条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （９）次条において準用する第４０条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （10）（略）  （準用）  第２０２条　第９条から第１３条まで、第２０条、第２２条、第２８条、第３２条の２、第３４条から第３８条まで、第４０条から第４１条まで、第５９条の１１、第５９条の１３、第５９条の１６、第５９条の１７、第８７条から第９０条まで、第９３条から第９５条まで、第９７条、第９８条、第１００条から第１０４条まで**、第１０６条及び第１０６条の２**の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第９条第１項中「第３１条に規定する運営規程」とあるのは「第２０２条において準用する第１００条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３２条の２第２項、第３４条第１項並びに第４０条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第５９条の１３第３項及び第４項並びに第５９条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第５９条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８７条中「第８２条第１２項」とあるのは「第１９１条第１３項」と、第８９条及び第９７条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０６条中「第８２条第６項の表の中欄」とあるのは「第１９１条第７項各号」と読み替えるものとする。  第１０章　雑則  （電磁的記録等） |
| 第２０２条の２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１２条第１項（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、第１１５条第１項、第１３６条第１項及び第１５５条第１項（第１８９条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。  ２（略）  以下（略） | 第２０２条の２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１２条第１項（第５９条、第５９条の２０、第５９条の２０の３、第５９条の３８、第８０条、第１０８条、第１２８条、第１４９条、第１７７条、第１８９条及び第２０２条において準用する場合を含む。）、第１１５条第１項、第１３６条第１項及び第１５５条第１項（第１８９条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  により行うことができる。  ２（略）  以下（略） |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。